

令和7年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱

（入札物件）

第1条 入札物件は、「入札物件一覧」（別紙1）、「物件調書」（別紙2）のとおりとする。

なお、物件番号1については、泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番62、675番86、675番112、675番118（以下「本地（1）」という）及び、泉佐野市泉ヶ丘一丁目689番1、689番2の土地（以下「本地（2）」という）を併せて1物件として入札を行うものであるが、本地（1）、本地（2）が大阪府の異なる会計に属するため、契約の締結は本地（1）、本地（2）ごとにそれぞれ行うものとする。（入札案内2 入札参加資格に記載）

第2条 入札に参加する者（以下「入札者」とする。）及び入札者と入札物件の共有を予定する者（以下「共有者」とする。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

落札後に要件を満たさないことが判明した場合、失格するものとする。

（1）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者に該当する者でないこと。

（4）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

（5）大阪府が実施した前回の一般競争入札（府有地等売払）及び府営住宅用地活用事業一般競争入札の落札者（先着順による買受け申込者募集で買受け者になった者を含む。）で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結しなかった者でないこと。

（現場説明）

第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「入札物件一覧」（別紙1）記載の日時に

物件所在地等において現場説明を行う。

- 2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

(入札保証金の納付)

第4条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。

- 2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。
- 3 入札保証金は、入札者（共有者は含まない。）の売買代金に充当（物件番号1については本地（1）の売買代金に充当）することができる。
- 4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

第5条 入札は郵送で行い、令和8年2月3日から同年2月13日までの間（以下「入札受付期間」という。）に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時30分から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。
- 3 第1項の入札関係書類とは、入札書（様式第1号）、入札保証金届出書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札保証金の納付書・領収証書（写し）及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したものを使用しなければならない。

なお、郵送用封筒については大阪府が配布する封筒を使用するものとするが、他の封筒をもってこれに代えることができる。

- 4 入札書には、入札者及び共有者の住所（法人の場合は所在地。以下本条では同じ）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ）、物件番号、物件の所在地及び金額を記入すること。

なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入するものとする。

- 5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しを貼付しなければならない。

また、入札保証金届出書には、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名も併せて記載するものとするが、記載漏れ又は記載誤りがあっても第7条第8号の規定を適用しないものとする。

- 6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は代表者の生年月日）

を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載に関する取扱いについては第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒（表面に物件番号を記載すること。）に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて提出するものとする。

また、入札書提出用封筒に記載された物件番号と入札書に記載された物件番号が異なる場合、入札書に記載された番号の物件に対し入札を行ったものとみなす。

（入札書の書換え禁止等）

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効事由）

第7条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札までに入札参加資格のないことが判明した者がした入札
- (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
- (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- (8) 前各号に掲げる事由以外に本要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものと除く。

（開札）

第8条 開札は、令和8年2月17日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、当該事務に係る職員の立ち会いのもとに行う。

2 入札者の立ち会いは任意とする。

3 入札物件に対し入札を行った者以外の者は立ち会うことができない。

（落札者の決定方法）

第9条 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。

この場合において入札者の代理人は、委任状（様式第4号）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札者を決定する。

（入札保証金の還付）

第10条 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。

2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより行う。

3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

（入札保証金の帰属）

第11条 落札者（共有者を含む。以下同じとする。）が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に基づき失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

（危険負担）

第12条 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することはできない。

（共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出）

第13条 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出しなければならない。

- (1) 落札した土地の所有権持分割合
- (2) 契約金額の負担区分
- (3) 登録免許税額の負担区分

（落札者の書類提出）

第14条 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を、落札後大阪府の求めに応じ速やかに大阪府に提出しなければならない。

（大阪府警察本部長への個人情報の提供）

第15条 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第26条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供する。

（売買契約の締結）

第16条 落札者は、令和8年3月2日から同年3月13日までの間に、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書（様式第5号）により大阪府と落札した物件の売買契約を締結するものとする。

なお、物件番号1の本地（1）については、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書（様式第5号）第1号物件－本地（1）により、本地（2）については、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課において、府有財産売買契約書（様式第5号）第1号物件－本地（2）により売買契約を締結するものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

- 2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。
- 3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。
- 4 入札保証金は売買代金に充当（物件番号1については本地（1）の売買代金に充当）するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第10条の規定に基づき還付する。
- 5 落札者が第2条に基づき失格したときは契約を締結しない。
- 6 落札者が売買契約を締結しなかった場合（前項による場合を含む。）、その落札者は、大阪府財務部財産活用課及び都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課が実施する次回の入札に参加することができない。

（所有権の移転時期）

第17条 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

- 2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとする。

（落札物件に係る権利義務の譲渡制限）

第18条 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

（公租公課等）

第19条 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とする。

（留意事項）

第20条 入札者は、本要綱の各条項（府有財産売買契約書、物件調書（別紙2）の各条項を含む。）及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

- 2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- 3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

（開札結果の公表）

第21条 開札結果については、その内容（物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額）を、大阪府ホームページで速やかに公表する。

（その他）

第22条 この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

入札物件一覧

(日時は令和8年)

物件番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目 数量(m ²)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	①泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番62 ②泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番86 ③泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番112 ④泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番118 ⑤泉佐野市泉ヶ丘一丁目689番1 ⑥泉佐野市泉ヶ丘一丁目689番2 (いずれも泉佐野市泉ヶ丘 一丁目9番街区)	①～④ 雑種地 ⑤～⑥ 宅地 6,925.36	183,000,000	①～④ 旧都市計画道路大阪 岸和田南海線(泉佐 野市)未利用地 ⑤～⑥ 府営泉佐野泉ヶ丘住 宅残地	1月16日(金) 午後2時
2	岸和田市宮前町133番2 (岸和田市宮前町7番街区)	宅地 1,631.48	54,400,000	施設用地 (旧岸和田子ども家庭 センター)	1月20日(火) 午後2時
3	池田市満寿美町716番4 (池田市満寿美町9番街区)	宅地 506.28	111,000,000	施設用地 (旧池田子ども家庭セ ンター)	1月22日(木) 午後2時

物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの道路距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「P C B 特別措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

※各入札物件の位置図に使用している地図は、(株)ゼンリンの使用承認を得ています。
なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件番号	1	物 件 明 細					
所在 地 (住居表示)	①	泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番62		②	泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番86		
	③	泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番112		④	泉佐野市泉ヶ丘一丁目675番118		
	⑤	泉佐野市泉ヶ丘一丁目689番 1		⑥	泉佐野市泉ヶ丘一丁目689番 2		
	(いずれも「泉佐野市泉ヶ丘一丁目 9 番街区」)						
交通機関	J R 阪和線 東佐野駅 南東約800m (道路距離)						
最低売却価格	1 8 3, 0 0 0, 0 0 0 円						
面 積	登記	① 4, 644m ² ③ 1, 360m ² ⑤ 44. 22m ²	② 696m ² ④ 145m ² ⑥ 33. 96m ²	合計	登記 6, 923. 18m ²		
	実測	① 4, 644. 46m ² ③ 1, 360. 00m ² ⑤ 44. 22m ²	② 696. 84m ² ④ 145. 88m ² ⑥ 33. 96m ²		実測 6, 925. 36m ²		
登記地目	①~④	雑種地		⑤⑥	宅地		
接面道路の状況	北東側：市道・幅員約 7.0m・舗装有・高低差無・歩道無 南側：市管理道路・幅員約 6.8m・舗装有・高低差無・歩道無						
法令等に基づく制限	都市計画法	区域区分	市街化区域				
		用途地域	①第一種住居地域 ②第一種低層住居専用地域				
		地域地区	新家山風致地区				
		建ぺい率	①②とも 40%	容積率	①200% ②80%		
	その他の法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成工事等規制区域) 建築基準法(22条防火区域) 日影規制(①4m/5-3時間 ②1.5m/4-2.5時間)					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無					
	負担の内容	—					
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号				
	公営水道	前面 有	泉佐野市上下水道局 上下水道総務課 072-467-2800				
	電気	前面 有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081				
	都市ガス	前面 有	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141				
	公共下水道	前面 有	泉佐野市上下水道局 下水道整備課 072-450-2222				
工作物		ネットフェンス					

【特記事項】

1 本件は、①～⑥の6筆の土地を1物件として一般競争入札を行い、落札者を決定しますが、①～④の土地、⑤⑥の土地は大阪府の異なる会計に属するため、売買契約書作成等の契約事務は物件ごとにそれぞれで行います。

各契約金額は落札金額を①～④: ⑤⑥=99:1で按分（1円未満の端数は①～④に算入する）した金額とします。

（お問い合わせ先：①～④及び入札事務について

大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184

⑤⑥について

大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ

電話 06-6210-9759

2 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しあるがままの形になります。

3 ①～④は旧都市計画道路大阪岸和田南海線（泉佐野市）未利用地で、⑤⑥は府営泉佐野泉ヶ丘住宅残地です。

4 本地の用途地域は北側市道「新家泉ヶ丘1号支線」より50m地点までは第一種住居地域にあり、その余は第一種低層住居専用地域にあります。平面図に用途地域境界線を図示していますが、あくまでも参考です。

5 都市計画法に基づく許可及び開発指導要綱に基づく開発協議については泉佐野市と協議してください。

（お問い合わせ先：泉佐野市都市整備部都市計画課 電話 072-447-8124）

6 建築行為の際は、大阪府の担当窓口と協議してください。

（お問い合わせ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 電話 06-6210-9724）

7 本地は「新家山風致地区」に指定されていますので、「泉佐野市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を遵守してください。

（お問い合わせ先：泉佐野市都市整備部道路公園課管理係 電話 072-463-1212（代表））

8 本地の大半が1mほどの起伏がある緩やかな傾斜地で、南側で最大約5mの高低差があります。

9 本地には、Ⓐ泉佐野市の下水管敷、Ⓑ府営住宅の雨水管敷及びⒸ府営住宅の進入路が介在しています。各土地における通行承諾、施工承諾等については各管理者と協議してください。

Ⓐ泉佐野市の下水管敷

（お問い合わせ先：泉佐野市上下水道局維持管理係 電話 072-450-3404）

Ⓑ府営住宅の雨水管敷及びⒸ府営住宅の進入路

（お問い合わせ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ

電話 06-6210-9759）

10 本地周辺の雨水は、南側の水路を通り、「奥池」へ放出されていることから、池及び水路を管理する2つの水利組合から「通常の住宅利用による雨水以外は排水しないでほしい」との要望がでています。この要望については、下記の担当窓口と協議してください。

（お問い合わせ先：泉佐野市生活産業部農林水産課 電話 072-463-1212（代表））

11 泉佐野市から、本地内に開発道路を建設する場合は、新たな開発道路とⒸ府営住宅の進入路が北側の市道（新家泉ヶ丘1号支線）に向けて並走するのではなく、Ⓒ府営住宅の進入路に被せるように一体で開発道路を建設してほしいと要望を受けております。

(お問い合わせ先：泉佐野市都市整備部都市計画課 電話 072-447-8124)

- 12 本地において試掘調査を行った結果、地下埋設物を確認したため、撤去工事を行っております。
地下埋設物の埋設経過等は不明です。なお、試掘調査及び撤去工事に関する資料については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 13 土地境界確定図等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 14 本地内から隣接地に、隣接地から本地内に、樹木の一部が相互に越境しています。これらの取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。
- 15 本地の外周フェンスのうち、府営住宅敷地と隣接する部分の取扱いについては、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループと協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ
電話 06-6210-9759)
- 16 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問合せください。
- 17 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

物件番号

1

(1) 位 置 図

広域図

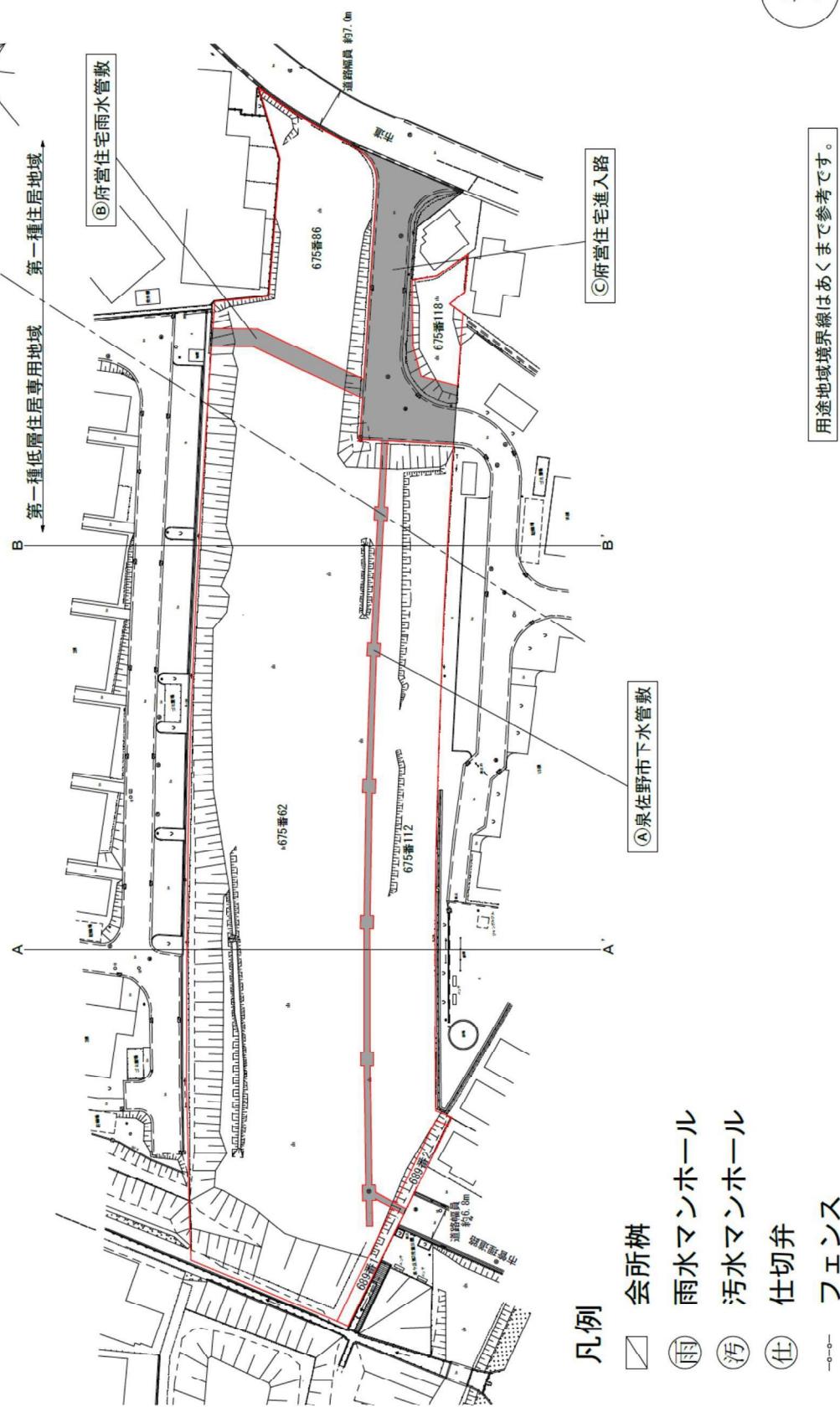


詳細図

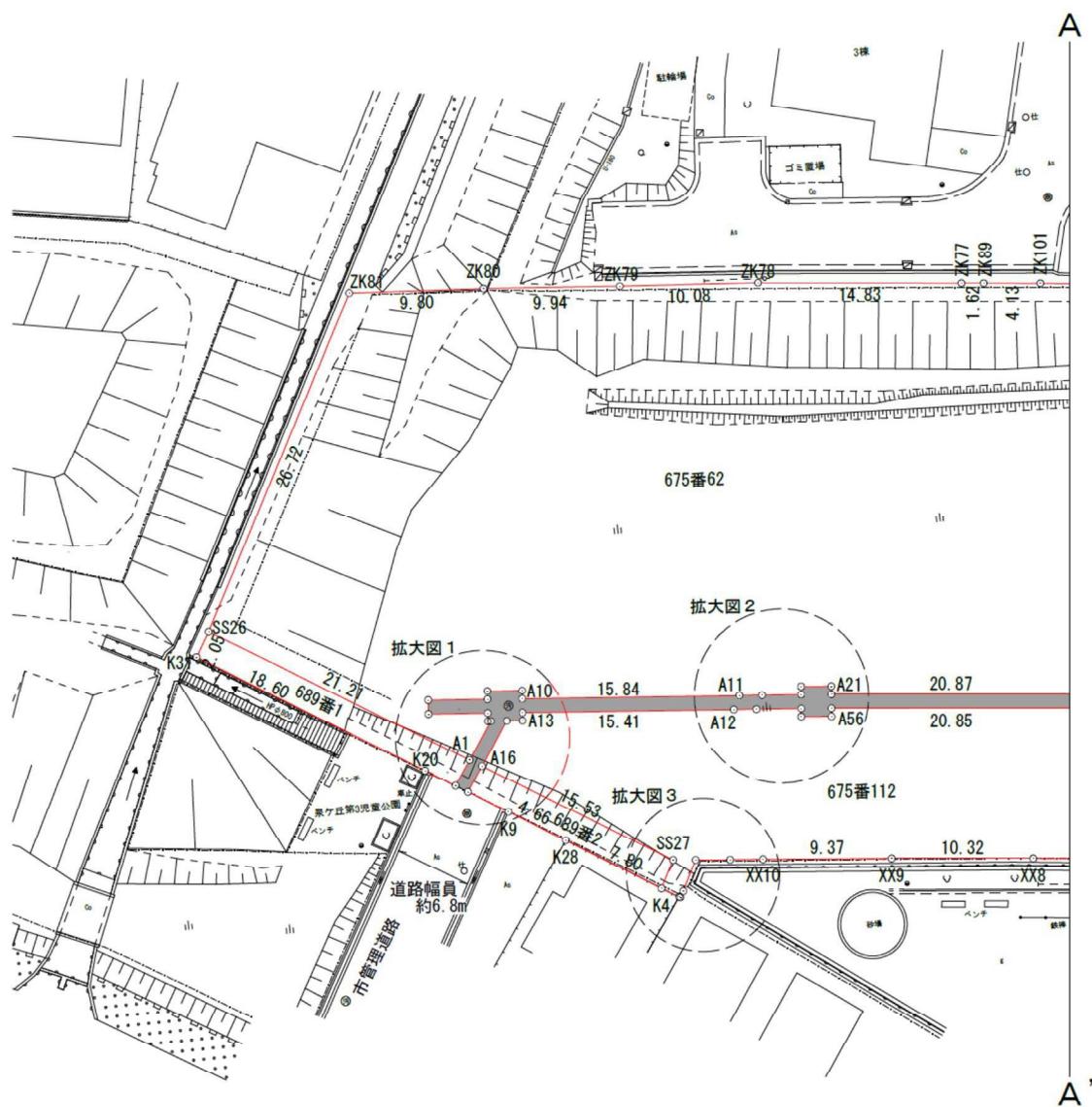


(2) 平面図

1/4



2/4

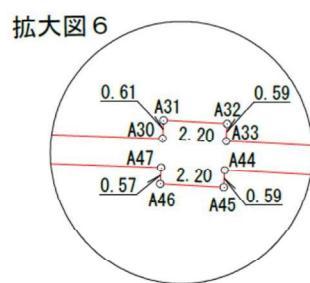
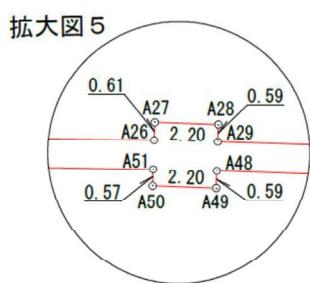
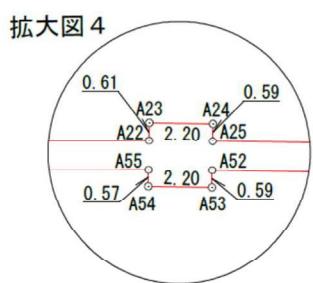
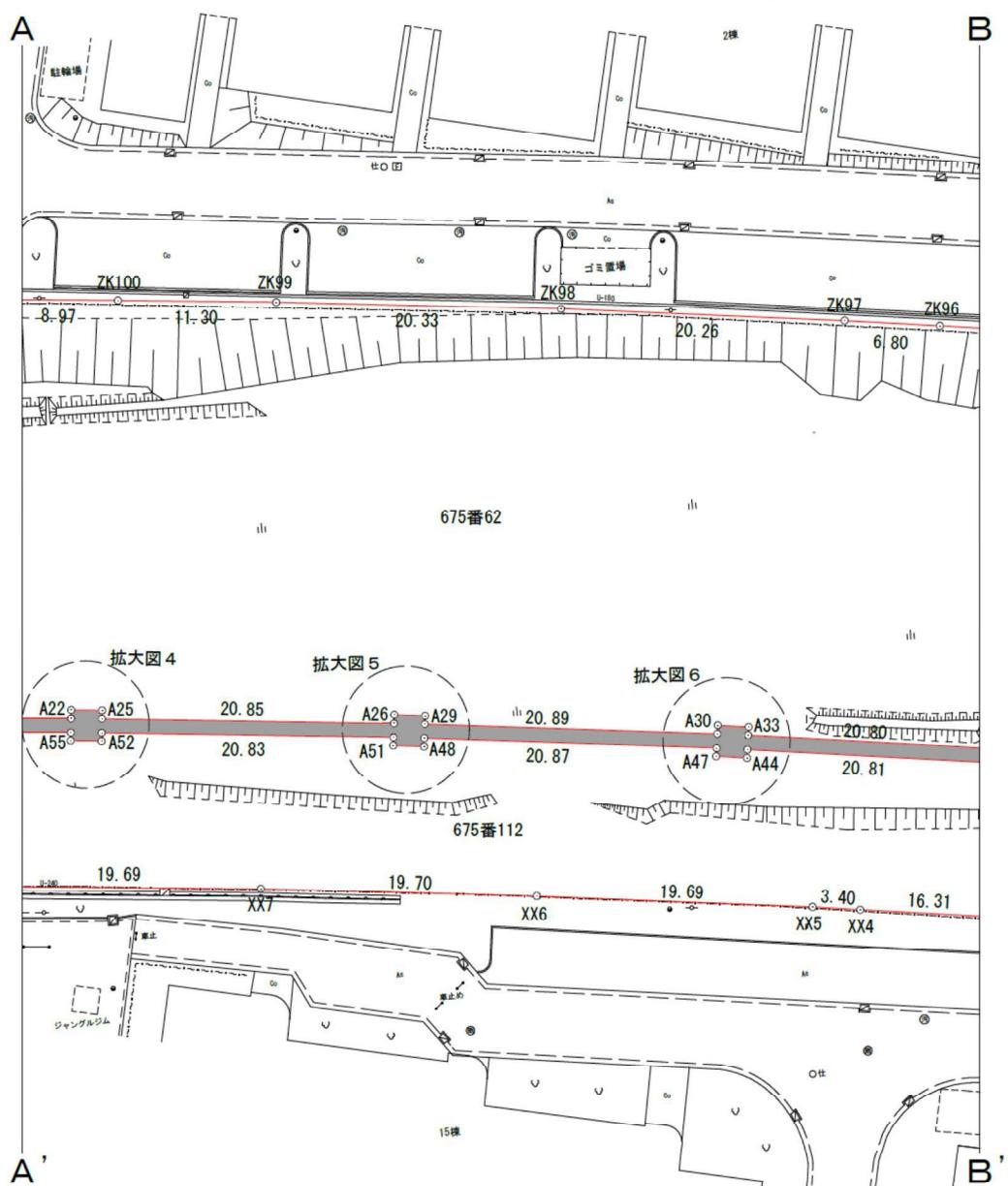


物件番号

1

(2) 平面図

3/4

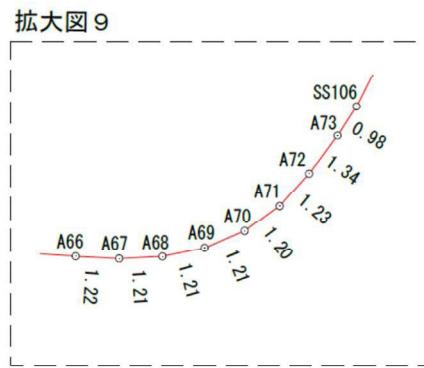
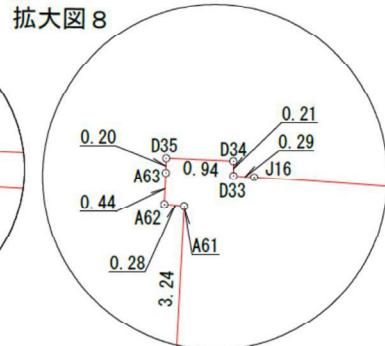
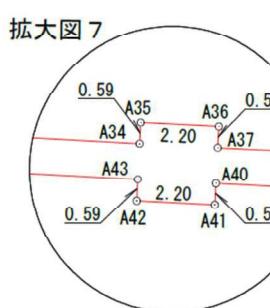


物件番号

1

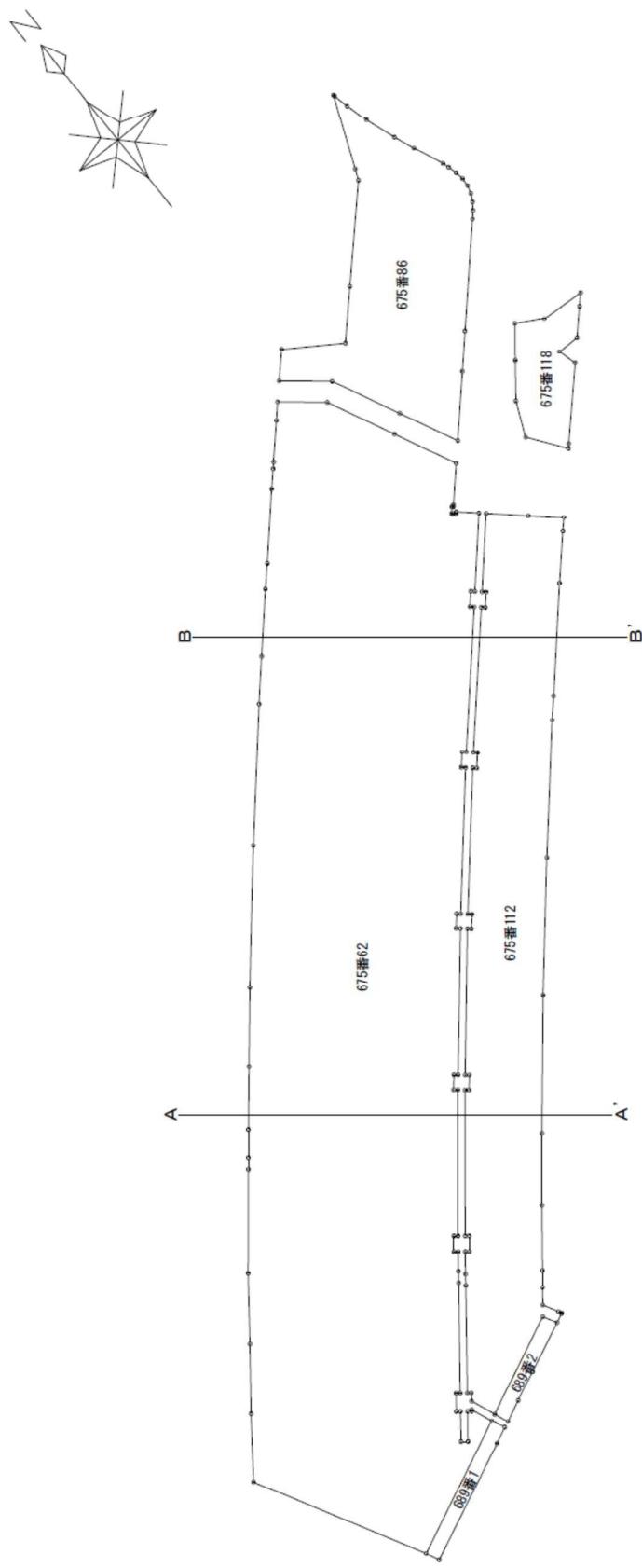
(2) 平面図

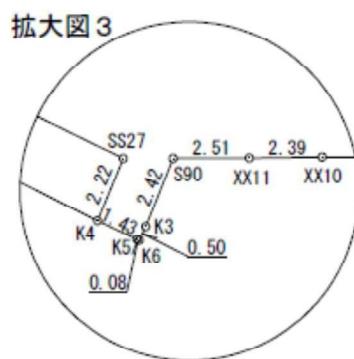
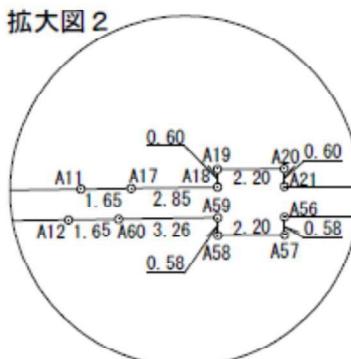
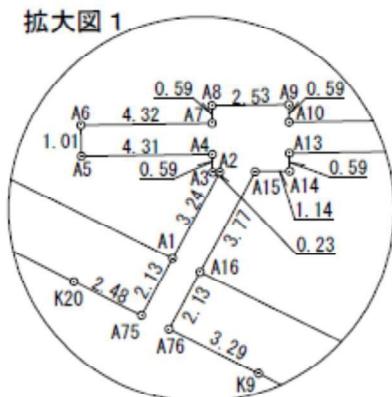
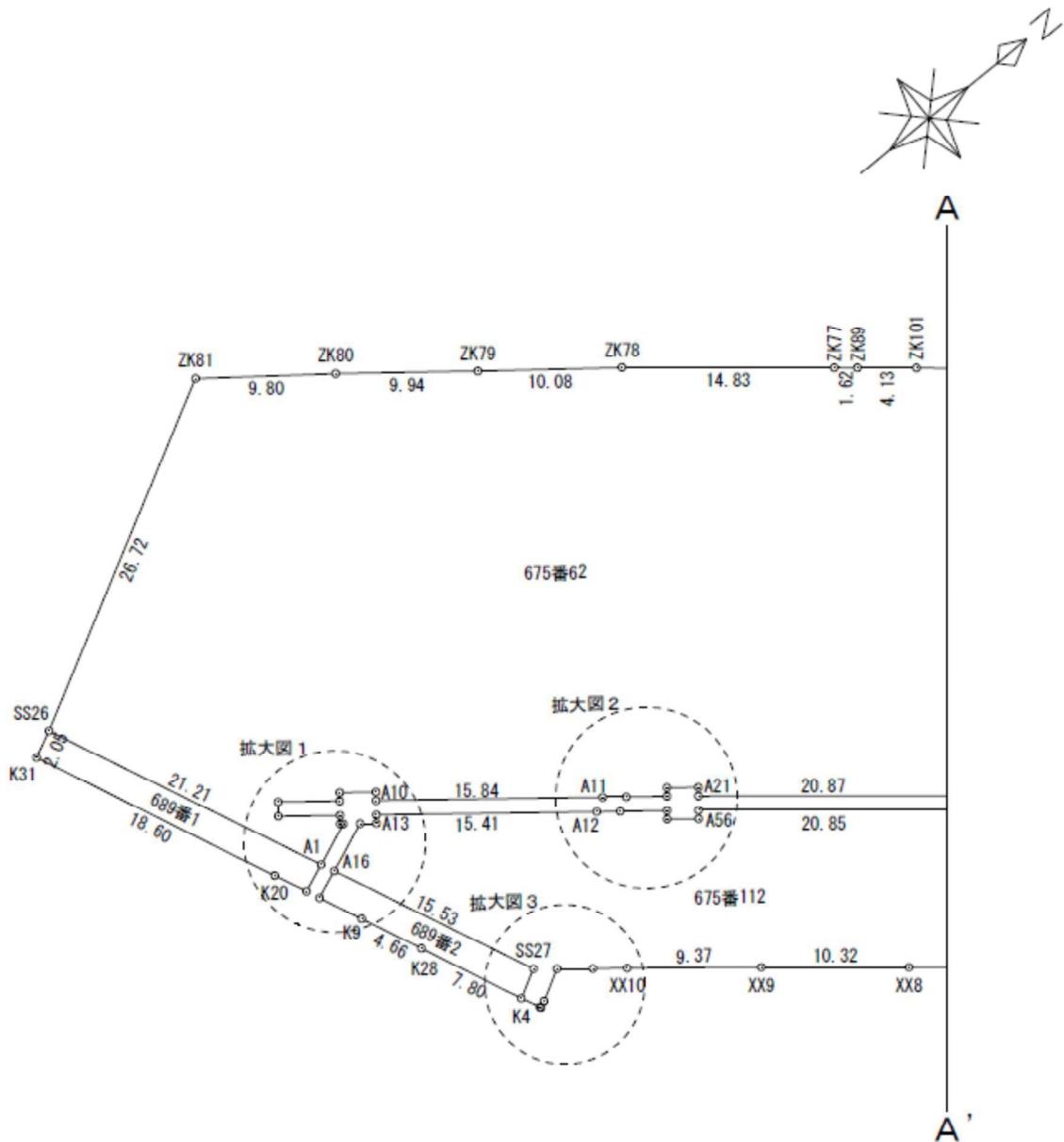
4/4



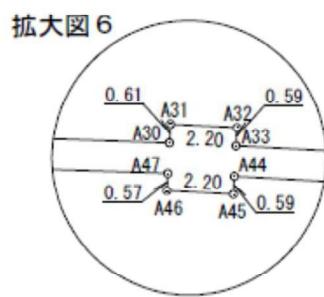
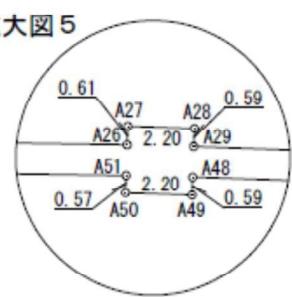
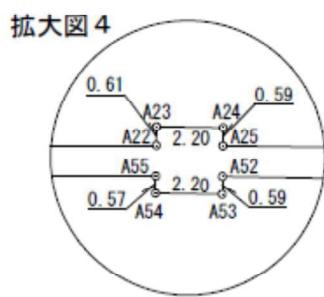
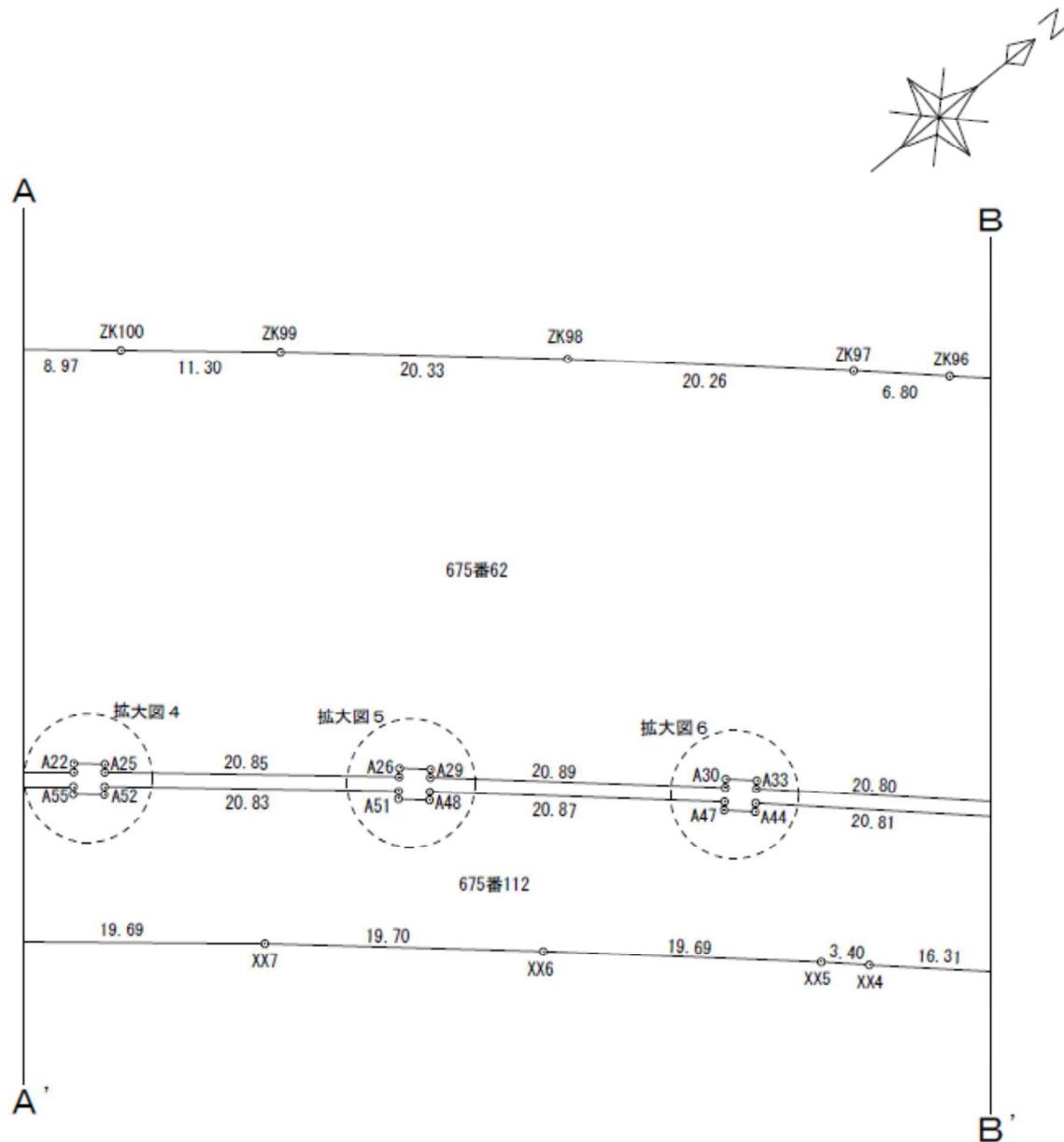
(3) 丈 量 図

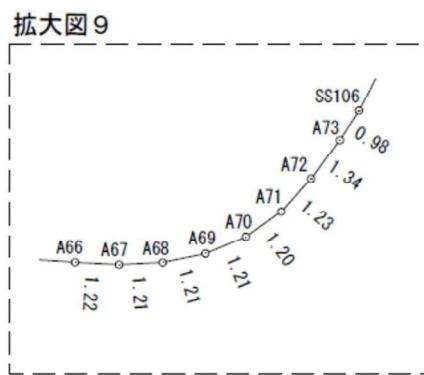
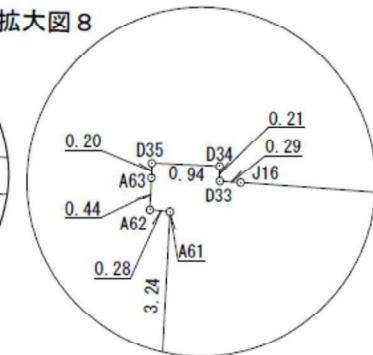
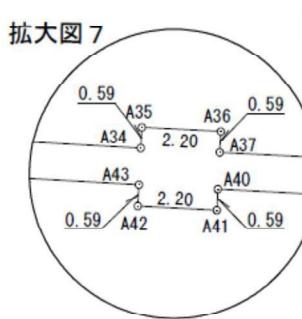
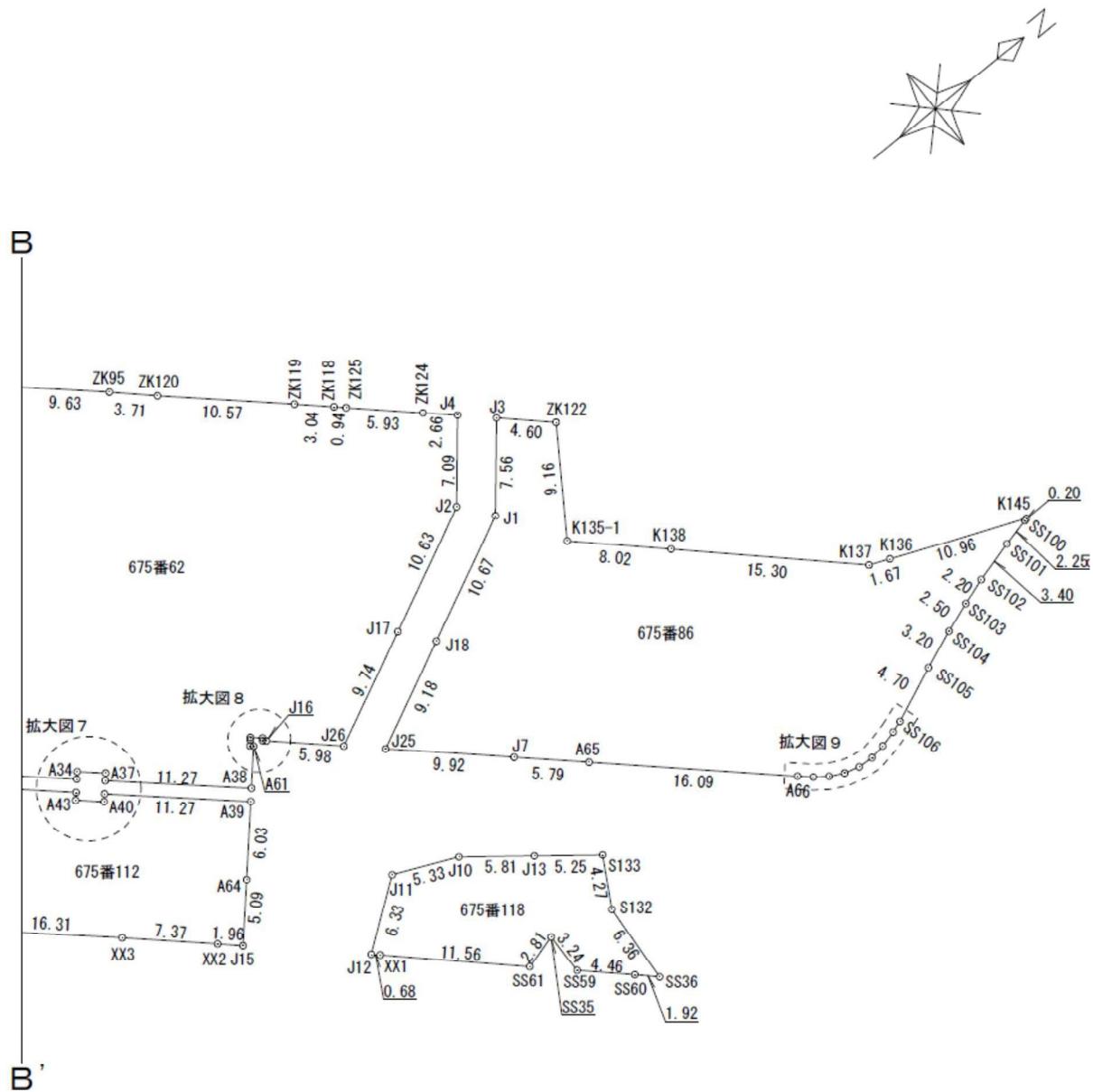
1/7





3/7





(3) 丈 量 図

5/7

地 番	675番62			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
A1	-176221.048	-59611.032	-18.000	3171978.864000
SS26	-176229.984	-59630.269	-32.011	5641298.017824
ZK81	-176206.508	-59643.043	-6.880	1212300.775040
ZK80	-176198.674	-59637.149	12.001	-2114560.286674
ZK79	-176190.829	-59631.042	12.240	-2156575.746960
ZK78	-176182.822	-59624.909	15.471	-2725724.439162
ZK77	-176171.292	-59615.571	10.360	-1825134.585120
ZK89	-176170.029	-59614.549	3.622	-638087.845038
ZK101	-176166.818	-59611.949	8.300	-1462184.589400
ZK100	-176159.879	-59606.249	12.895	-2271581.639705
ZK99	-176151.165	-59599.054	20.340	-3582914.696100
ZK98	-176135.653	-59585.909	26.511	-4669532.296683
ZK97	-176120.420	-59572.543	17.917	-3155549.565140
ZK96	-176115.367	-59567.992	10.998	-1936916.806266
ZK95	-176108.206	-59561.545	8.990	-1583212.771940
ZK120	-176105.503	-59559.002	9.663	-1701707.475489
ZK119	-176097.686	-59551.882	9.191	-1618513.832026
ZK118	-176095.448	-59549.811	2.712	-477570.854976
ZK125	-176094.756	-59549.170	4.669	-822186.415764
ZK124	-176090.403	-59545.142	5.832	-1026959.230296
J4	-176088.435	-59543.338	7.283	-1282452.072105
J2	-176092.949	-59537.859	10.120	-1782060.643880
J17	-176102.517	-59533.218	8.895	-1566431.888715
J26	-176111.289	-59528.964	0.191	-33637.256199
J16	-176115.680	-59533.027	-4.260	750252.796800
D33	-176115.894	-59533.224	-0.362	63753.953628
D34	-176115.764	-59533.389	-0.789	138955.337796
D35	-176116.473	-59534.013	-0.467	82246.392891
A63	-176116.607	-59533.856	0.488	-85944.904216
A62	-176116.902	-59533.525	0.527	-92813.607354
A61	-176116.701	-59533.329	2.614	-460369.056414
A38	-176118.869	-59530.911	-5.103	898734.588507
A37	-176127.274	-59538.432	-7.964	1402677.610136
A36	-176126.877	-59538.875	-1.911	336578.461947
A35	-176128.518	-59540.343	-1.027	180883.987986
A34	-176128.913	-59539.902	-13.477	2373689.360501
A33	-176144.382	-59553.820	-14.360	2529433.325520
A32	-176143.984	-59554.262	-1.915	337315.729360
A31	-176145.621	-59555.735	-1.013	178435.514073
A30	-176146.035	-59555.275	-13.201	2325303.808035
A29	-176161.842	-59568.936	-14.111	2485819.752462
A28	-176161.453	-59569.386	-1.890	332945.146170
A27	-176163.119	-59570.826	-0.973	171406.714787
A26	-176163.522	-59570.359	-12.881	2269162.326882
A25	-176179.540	-59583.707	-13.806	2432334.729240
A24	-176179.159	-59584.165	-1.867	328926.489853
A23	-176180.850	-59585.574	-0.937	165081.456450
A22	-176181.244	-59585.102	-12.629	2224992.930476
A21	-176197.499	-59598.203	-13.572	2391352.456428
A20	-176197.125	-59598.674	-1.841	324378.907125
A19	-176198.849	-59600.044	-0.898	158226.566402
A18	-176199.224	-59599.572	-1.285	226416.002840
A17	-176201.469	-59601.329	-2.775	488959.076475
A11	-176202.769	-59602.347	-10.785	1900346.863665
A10	-176215.242	-59612.114	-10.235	1803563.001870
A9	-176214.875	-59612.582	-2.032	358068.626000
A8	-176216.872	-59614.146	-1.096	193133.691712
A7	-176217.239	-59613.678	-2.195	386796.839605
A6	-176220.641	-59616.341	-1.866	328827.716106
A5	-176221.264	-59615.544	3.460	-609725.573440
A4	-176217.863	-59612.881	3.132	-551914.346916
A3	-176218.230	-59612.412	0.612	-107845.556760
A2	-176218.047	-59612.269	1.380	-243180.904860
			合 計	9288.930994
			合 計 面 積	4644.4654970
			地 積	4644.46 m ²

(3) 丈 量 図

6/7

地 番	675番112			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
A16	-176220. 621	-59610. 113	15. 525	-2735825. 141025
SS27	-176214. 078	-59596. 028	15. 149	-2669467. 067622
K4	-176216. 028	-59594. 964	2. 357	-415341. 177996
K5	-176215. 406	-59593. 671	1. 371	-241591. 321626
K6	-176215. 368	-59593. 593	-0. 145	25551. 228360
K3	-176214. 910	-59593. 816	-1. 406	247758. 163460
S9	-176212. 797	-59594. 999	0. 385	-67841. 926845
XX11	-176210. 836	-59593. 431	3. 048	-537090. 628128
XX10	-176208. 948	-59591. 951	7. 322	-1290201. 917256
XX9	-176201. 611	-59586. 109	12. 328	-2172213. 460408
XX8	-176193. 573	-59579. 623	18. 980	-3344154. 015540
XX7	-176178. 344	-59567. 129	25. 286	-4454845. 606384
XX6	-176163. 351	-59554. 337	25. 746	-4535501. 634846
XX5	-176148. 510	-59541. 383	15. 242	-2684855. 589420
XX4	-176145. 994	-59539. 095	13. 183	-2322132. 638902
XX3	-176133. 855	-59528. 200	15. 884	-2797710. 152820
XX2	-176128. 429	-59523. 211	6. 319	-1112955. 542851
J15	-176126. 989	-59521. 881	-2. 451	431687. 250039
A64	-176123. 575	-59525. 662	-8. 277	1457774. 830275
A39	-176119. 544	-59530. 158	-12. 015	2116076. 321160
A40	-176127. 949	-59537. 677	-7. 076	1246281. 367124
A41	-176128. 345	-59537. 234	-1. 025	180531. 553625
A42	-176129. 986	-59538. 702	-1. 914	337112. 793204
A43	-176129. 587	-59539. 148	-14. 365	2530101. 517255
A44	-176145. 058	-59553. 067	-13. 477	2373906. 946666
A45	-176145. 456	-59552. 625	-1. 031	181605. 965136
A46	-176147. 093	-59554. 098	-1. 897	334151. 035421
A47	-176146. 711	-59554. 522	-14. 072	2478736. 517192
A48	-176162. 504	-59568. 170	-13. 198	2324992. 727792
A49	-176162. 893	-59567. 720	-0. 990	174401. 264070
A50	-176164. 559	-59569. 160	-1. 874	330132. 383566
A51	-176164. 184	-59569. 594	-13. 770	2425780. 813680
A52	-176180. 187	-59582. 930	-12. 879	2269024. 628373
A53	-176180. 568	-59582. 473	-0. 953	167900. 081304
A54	-176182. 260	-59583. 883	-1. 851	326113. 363260
A55	-176181. 892	-59584. 324	-13. 528	2383388. 634976
A56	-176198. 129	-59597. 411	-12. 627	2224853. 774883
A57	-176198. 495	-59596. 951	-0. 910	160340. 630450
A58	-176200. 219	-59598. 321	-1. 828	322094. 000332
A59	-176199. 854	-59598. 779	-2. 473	435742. 238942
A60	-176202. 427	-59600. 794	-3. 033	534421. 961091
A12	-176203. 727	-59601. 812	-10. 523	1854191. 819221
A13	-176215. 866	-59611. 317	-9. 036	1592286. 565176
A14	-176216. 232	-59610. 848	-0. 236	41587. 030752
A15	-176217. 132	-59611. 553	0. 735	-129519. 592020
合 計				-2720. 006904
合 計 面 積				1360. 0034520
地 積				1360. 00 m ²

地 番	689番1			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
SS26	-176229. 984	-59630. 269	-18. 344	3232762. 826496
K31	-176231. 830	-59629. 376	17. 792	-3135516. 719360
K20	-176224. 059	-59612. 477	19. 158	-3376100. 522322
A75	-176223. 020	-59610. 218	1. 445	-254642. 263900
A1	-176221. 048	-59611. 032	-20. 051	3533408. 233448
合 計				-88. 445638
合 計 面 積				44. 2228190
地 積				44. 22 m ²

(3) 丈 量 図

7/7

地 番 689番2				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
A16	-176220. 621	-59610. 113	-13. 270	2338447. 640670
A76	-176222. 596	-59609. 298	3. 808	-671055. 645568
K9	-176221. 219	-59606. 305	7. 233	-1274608. 077027
K28	-176219. 272	-59602. 065	11. 341	-1998502. 763752
K4	-176216. 028	-59594. 964	6. 037	-1063816. 161036
SS27	-176214. 078	-59596. 028	-15. 149	2669467. 067622
合 計				-67. 939091
合 計 面 積				33. 9695455
地 積				33. 96 m ²

地 番 675番118				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
SS36	-176103. 516	-59499. 850	5. 025	-884920. 167900
SS60	-176104. 902	-59501. 181	-4. 389	772924. 414878
SS59	-176108. 150	-59504. 239	-6. 304	1110185. 777600
SS35	-176108. 099	-59507. 485	-2. 510	442031. 328490
SS61	-176110. 812	-59506. 749	-7. 208	1269406. 732896
XX1	-176119. 211	-59514. 693	-8. 406	1480458. 087666
J12	-176119. 711	-59515. 155	-4. 225	744105. 778975
J11	-176114. 617	-59518. 918	-1. 609	283368. 418753
J10	-176109. 741	-59516. 764	5. 741	-1011046. 023081
J13	-176105. 168	-59513. 177	6. 834	-1203502. 718112
S133	-176101. 030	-59509. 930	6. 971	-1227600. 280130
S132	-176103. 132	-59506. 206	10. 080	-1775119. 570560
合 計				291. 779475
合 計 面 積				145. 8897375
地 積				145. 88 m ²

地 番 675番86				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
J25	-176108. 926	-59526. 776	10. 730	-1889648. 775980
J7	-176101. 627	-59520. 056	10. 647	-1874954. 022669
A65	-176097. 372	-59516. 129	14. 844	-2613989. 389968
A66	-176085. 550	-59505. 212	11. 734	-2066187. 843700
A67	-176084. 637	-59504. 395	1. 536	-270466. 002432
A68	-176083. 655	-59503. 676	1. 271	-223802. 325505
A69	-176082. 571	-59503. 124	0. 890	-156713. 488190
A70	-176081. 399	-59502. 786	0. 418	-73602. 024782
A71	-176080. 194	-59502. 706	-0. 114	20073. 142116
A72	-176078. 976	-59502. 900	-0. 525	92441. 462400
A73	-176077. 676	-59503. 231	-0. 640	112689. 712640
SS106	-176076. 745	-59503. 540	-2. 173	382614. 766885
SS105	-176072. 429	-59505. 404	-3. 033	534027. 677157
SS104	-176069. 449	-59506. 573	-2. 021	355836. 356429
SS103	-176067. 098	-59507. 425	-1. 549	272727. 934802
SS102	-176065. 010	-59508. 122	-1. 609	283288. 601090
SS101	-176061. 734	-59509. 034	-1. 430	251768. 279620
SS100	-176059. 543	-59509. 552	-0. 570	100353. 939510
K145	-176059. 349	-59509. 604	-4. 238	746139. 521062
K136	-176069. 487	-59513. 790	-4. 825	849535. 274775
K137	-176071. 034	-59514. 429	-11. 174	1967417. 733916
K138	-176082. 130	-59524. 964	-16. 057	2827350. 761410
K135-1	-176087. 953	-59530. 486	-13. 164	2318021. 813292
ZK122	-176082. 889	-59538. 128	-10. 795	1900814. 786755
J3	-176086. 242	-59541. 281	2. 683	-472439. 387286
J1	-176091. 051	-59535. 445	10. 495	-1848075. 580245
J18	-176100. 658	-59530. 786	8. 669	-1526616. 604202
合 計				-1393. 681100
合 計 面 積				696. 8405500 m ²
地 積				696. 84 m ²

物件番号	2	物 件 明 細 (建物付)					
所在 地 (住居表示)	岸和田市宮前町133番2 (岸和田市宮前町7番街区)						
交通機関	南海本線 和泉大宮駅 北東約700m (道路距離)						
最低売却価格	54,400,000円						
売買代金	売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、 消費税及び地方消費税の金額は0円とします。						
1. 土地の概要							
面 積	登記 : 1,631.48m ² 実測 : 1,631.48m ²		登記地目	宅地			
接面道路の 状 況	北東側 : 市道・幅員約6.0~6.6m・舗装有・高低差無・歩道有 南東側 : 市道・幅員約4.6~5.3m・舗装有・高低差無・歩道無 南西側 : 市道・幅員約5.7~6.8m・舗装有・高低差無・歩道無						
法令等に基づく制限	区域 区 分	市街化区域					
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域					
	地 域 地 区	準防火地域、第二種高度地区					
	建 べ い 率	60%	容 積 率	200%			
	その他の 法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法 (宅地造成等工事規制区域) 日影規制 (4m / 5—4時間) 景観法 (景観計画区域) 居住誘導区域					
私道の負担等に 関する事項	負担の有無	無					
	負担の内容	—					
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照会先及び電話番号				
	公 営 水 道	前面 有	大阪広域水道企業団 岸和田水道センター 給水担当 072-423-9601				
	電 気	前面 有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081				
	都 市 ガ ス	前面 有	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141				
	公共下水道	前面 有	岸和田市上下水道局 下水道河川部 下水道河川整備課 072-423-9650				

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、令和6年2月25日に閉鎖されるまで岸和田子ども家庭センターの敷地として使用されていました。
- 3 開発行為・建築行為等の際は、岸和田市と協議してください。
(お問い合わせ先：開発行為窓口＝岸和田市建設部建設指導課開発指導担当 電話072-423-9573
建築行為窓口＝岸和田市建設部建設指導課建築指導担当 電話072-423-9571)
- 4 本地北西側隣接の岸和田市立大宮小学校のフェンスが本地へ越境しています。この取扱いについては、落札者において岸和田市と協議してください。
(お問い合わせ先：岸和田市教育総務部学校管理課 電話 072-423-9680)
- 5 本地南東側及び南西側でフェンスの支柱等の一部が隣接する市道へ越境しています。このフェンスの支柱等の撤去の取扱いについては、落札者において岸和田市と協議してください。
(お問い合わせ先：岸和田市建設部建設管理課道路管理担当 電話 072-423-9497)
- 6 本地東側、西側及び南側に本柱4本、支柱2本、支線2本及び架空線があります。これらについて大阪府は、関西電力送配電(株)、NTT西日本(株)及び(株)オプテージに対し土地の使用を許可しています。売買物件の引渡し後の取扱いについては、落札者において設置者と協議してください。
(お問い合わせ先：関電サービス(株) 電話 072-238-6512
(株)NTTフィールドテクノ サービスマネジメント部フィールドオペレーション部
門設備貸借管理センタ関西ユニット設備管理担当 (大阪) 電話 06-6105-3380
(株)オプテージ 光アクセス工事部涉外申請チーム 電話 06-7501-8671)
- 7 公共用地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 8 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 9 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

2. 建物の概要				
所 在	岸和田市宮前町133番 2	所 有 者	大阪府	
家屋番号	(未登記物件につき無)	合計延床面積	917.58m ²	
種 類	(未登記物件につき無)		(注意：ここに記載の床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要となる諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)	
構造等・建築時期	別記建物一覧のとおり			
附属建物	別記建物一覧のとおり	駐 車 場	有	
棟 数 等	別記建物一覧のとおり			
工 作 物	囲障、駐車場門扉、通用門、フェンス等	閉鎖時期	令和6年2月25日	
建物の内容・本件は未登記物件です				
(別記) 建物一覧				
主である建物の種類・構造・延床面積・建築時期				
番 号	名 称	構 造 等	延床面積 (m ²)	建 築 時 期
①	本館	鉄筋コンクリート造2階建	545.91m ²	昭和44年4月1日
②	別館	鉄骨造	100.14m ²	平成7年3月23日
③	新別館	軽量鉄骨造	235.40m ²	平成18年3月31日
附属建物の種類・構造・延床面積・建築時期				
番 号	名 称	構 造 等	延床面積 (m ²)	建 築 時 期
④	プロパン置場	コンクリートブロック造	1.78m ²	昭和44年4月1日
⑤	ボイラー室	コンクリートブロック造	22.73m ²	昭和50年3月31日
⑥	倉庫	軽量鉄骨造	11.62m ²	平成6年3月31日
【特記事項】				
1	現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。			
2	本件建物のうち、本館については、耐震診断(平成19年度)の結果、最小Is値が0.725となっています。その内容については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。			
	(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)			
3	本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。			

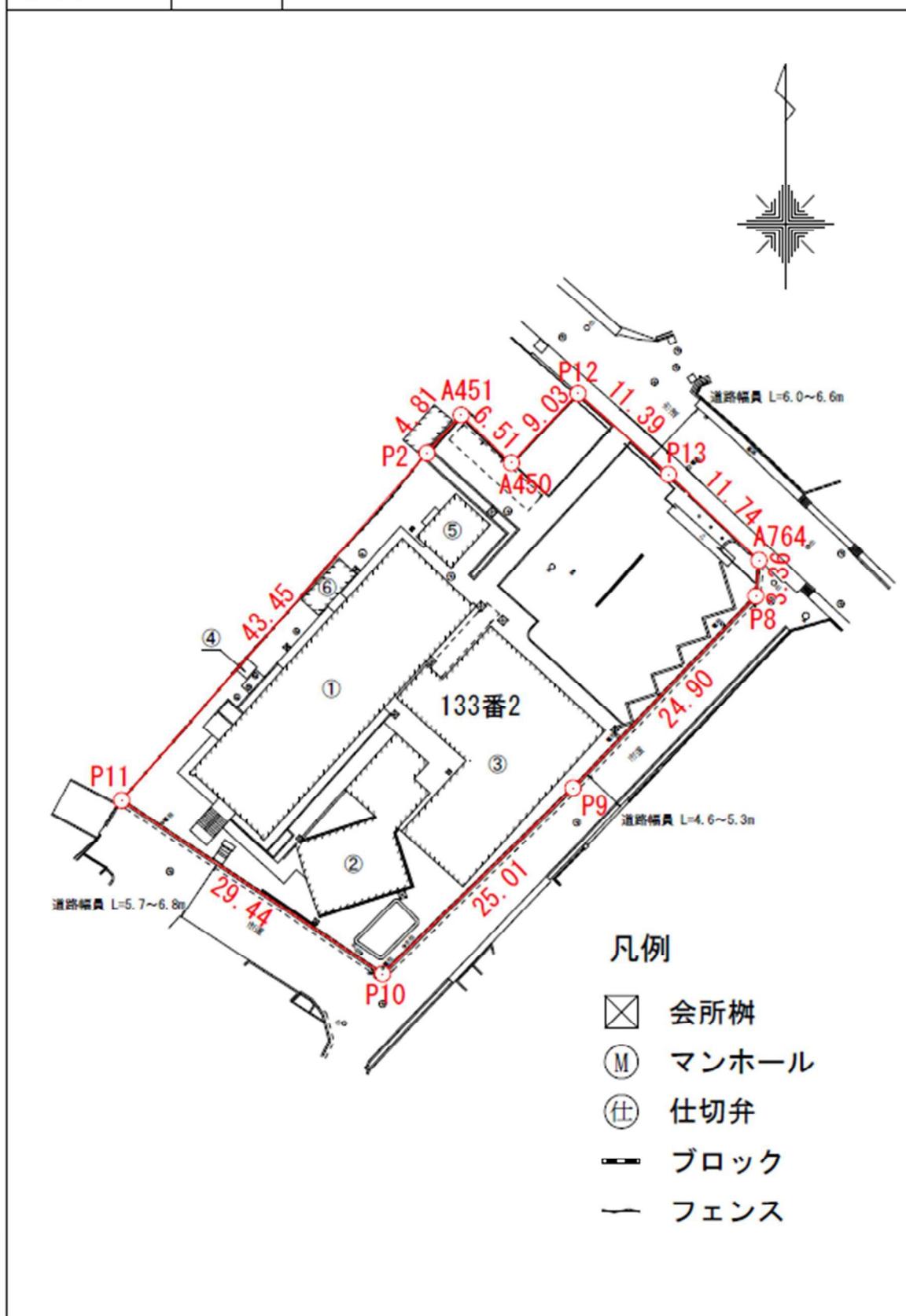
- 4 建物建築時の設計図面等は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。なお、図面は参考であり現状が異なる場合は、現状を優先します。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 5 本件建物（本館、別館及び新別館）の基礎杭について、基礎杭の埋設を図面上確認しており、これらの図面は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、図面は参考であり現状が異なる場合は、現状を優先します。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 6 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、廃棄物処理法等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで適切に処理してください。
- 7 建物の解体等を行う場合には、石綿（アスベスト）含有建材について、あらかじめ十分調査をした上で工事を行ってください。石綿含有建材の使用が認められる場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは13ページの「8 その他の注意事項（9）」をご覧ください。
- 8 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。なお、エアコンを処分する際には家電リサイクル法に基づいて適切に処理してください。
また、消火器を処分する際には、「廃消火器リサイクルシステム」を参考にして適切に処理してください。
- 9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要となる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行ってください。
- 10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

広域図



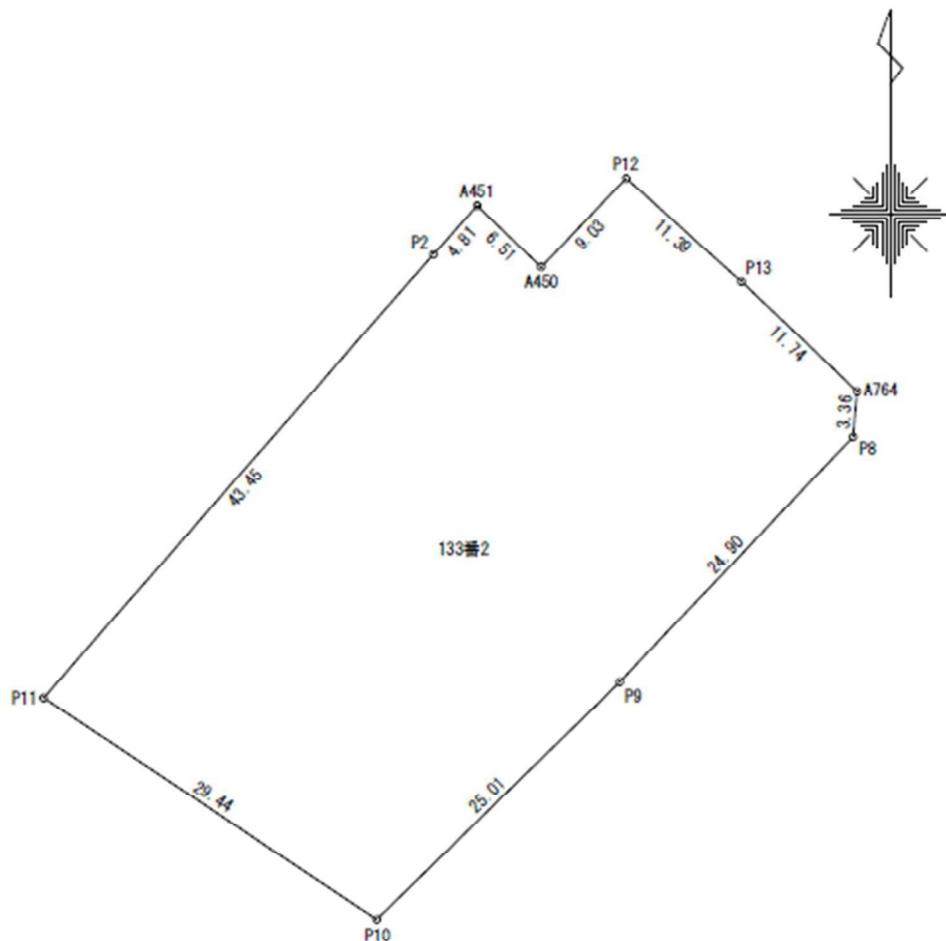
詳細図





物件番号

(3) 丈 量 図

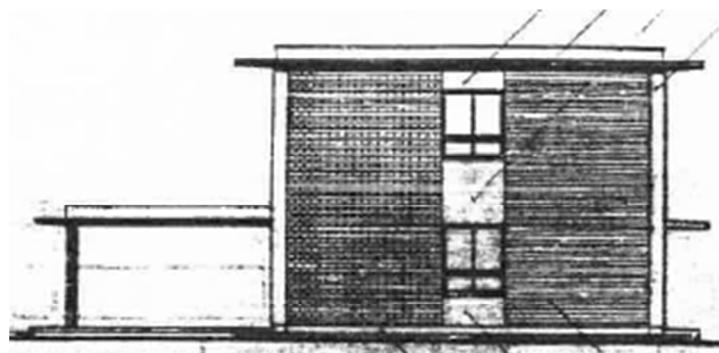


求積表

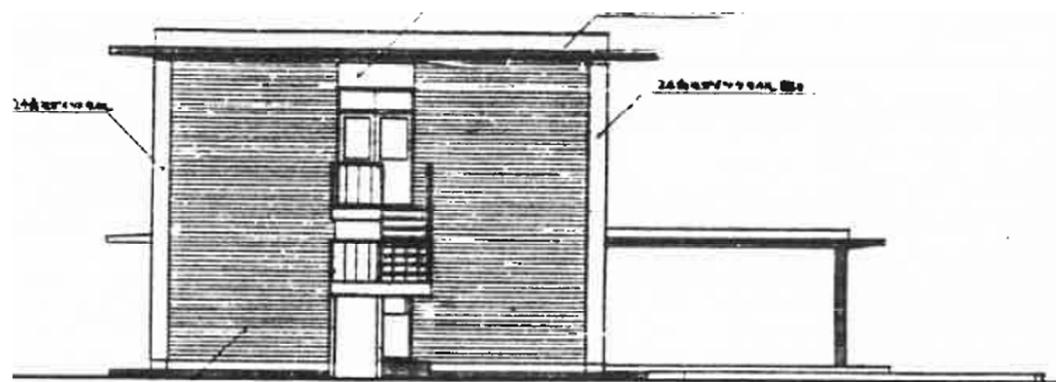
地番	133番2			
No	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn + (Yn+1-Yn-1)
P12	-169666.652	-56156.612	14.747	-2502074.117044
P13	-169674.253	-56148.123	17.004	-2885140.998012
A764	-169682.345	-56139.608	8.213	-1393601.099485
P8	-169685.693	-56139.910	-17.470	2964409.056710
P9	-169703.740	-56157.078	-35.056	5949134.309440
P10	-169721.230	-56174.966	-42.399	7196010.430770
P11	-169704.907	-56199.477	4.169	-707499.757283
P2	-169672.255	-56170.797	31.898	-5412205.589990
A451	-169668.674	-56167.579	7.927	-1344963.578798
A450	-169673.173	-56162.870	10.967	-1860805.688291
合計				3262.968017
合計 面 積				1631.4840085
地 積				1631.48 m ²

(4) 立面図

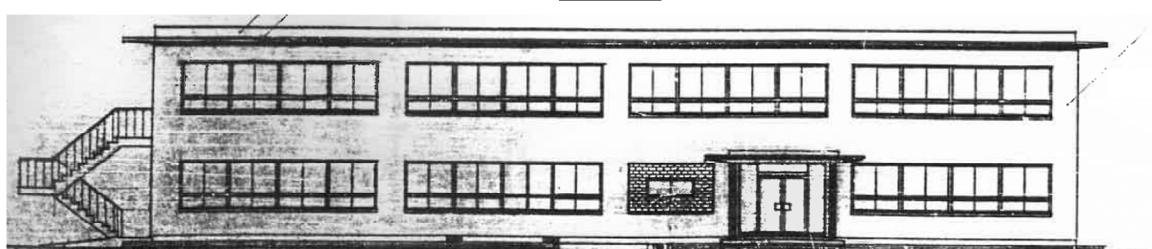
本館



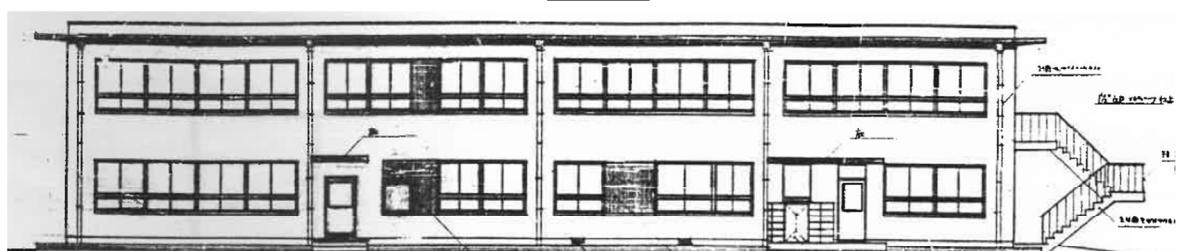
東側



西側



南側

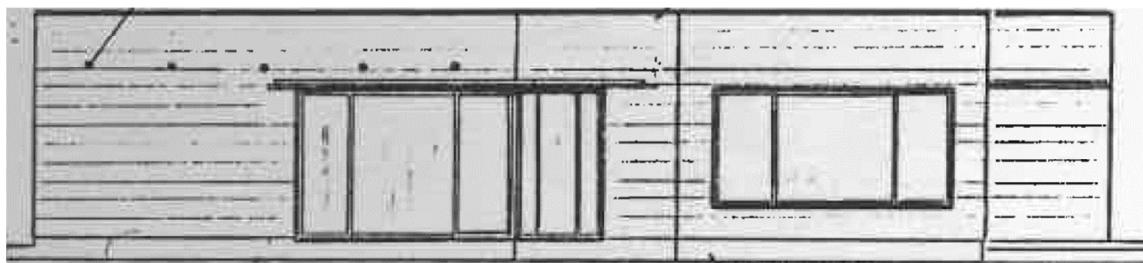


北側

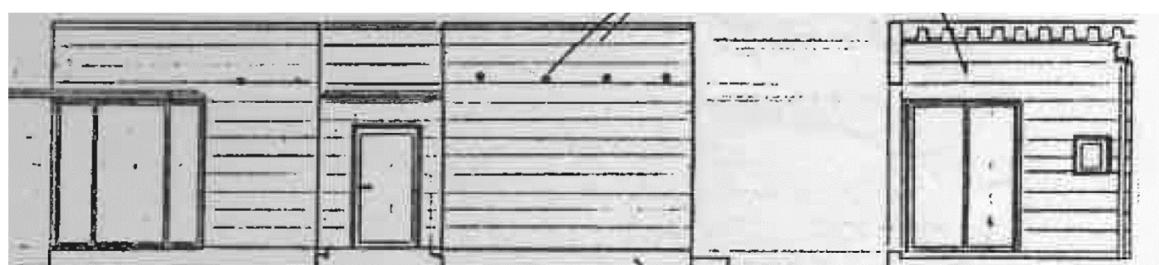
図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

(4) 立面図

別館



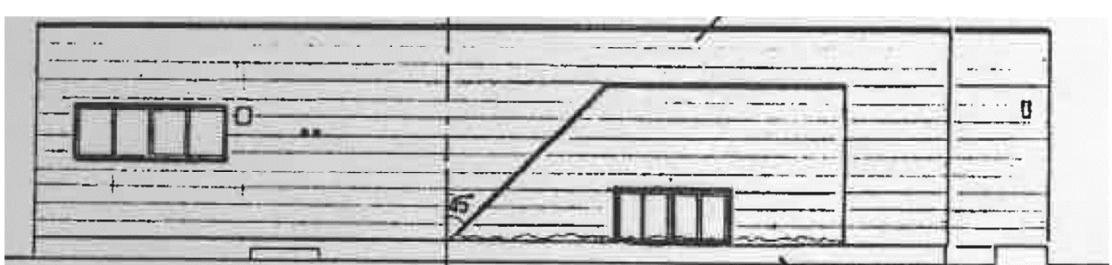
南東側



北東側



南西側

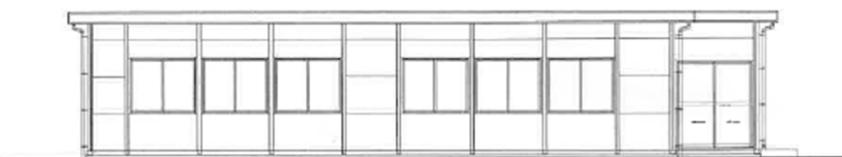


北西側

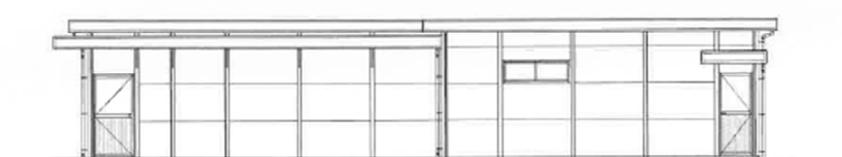
図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

(4) 立面図

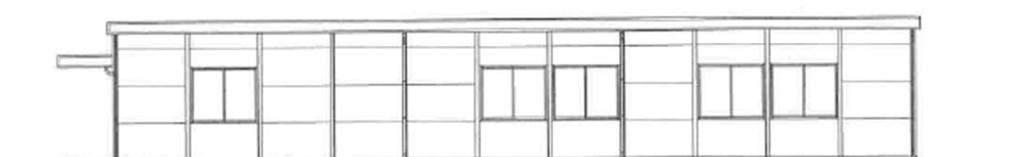
新別館



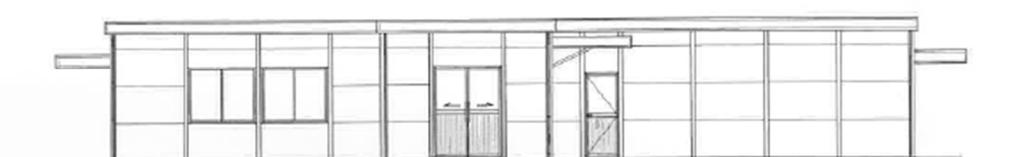
東側



西側



南側



北側

図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号	3
------	---

物 件 明 細 (建物付)

所在 地 (住居表示)	池田市満寿美町716番4 (池田市満寿美町9番街区)		
交通機関	阪急宝塚線 池田駅 南約460m (道路距離)		
最低売却価格	1 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円		
売買代金	売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、 消費税及び地方消費税の金額は0円とします。		
1. 土地の概要			
面 積	登記 : 506.28m ² 実測 : 506.28m ²	登記地目	宅 地
接面道路の 状 況	東側 : 市道・幅員約4.4m・舗装有・高低差無・歩道無 南側 : 市道・幅員約5.2m・舗装有・高低差無・歩道無		
法令等に 基づく 制限	区域 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	
	地 域 地 区	第二種高度地区	
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率 200%
その他の 法令等	法22条区域、宅地造成及び特定盛土等規制法 (宅地造成等工事規制区域) 日影規制 (4m/4—2.5時間) 立地適正化計画 (居住誘導区域内、都市機能誘導区域内)		
私道の負担等に 関する事項	負担の有無	無	
	負担の内容	—	
供給 処理 施設 の状況	区 分	配管等の状況	照会先及び電話番号
	公 営 水 道	前面 有	池田市上下水道部水道工務課 072-752-1111 (代表)
	電 気	前面 有	関西電力送配電㈱ コンタクトセンター 0800-777-3081
	都 市 ガ ス	前面 有	大阪ガスネットワーク㈱ 導管情報センター 06-6202-2141
	公共下水道	前面 有	池田市上下水道部下水道工務課 072-752-1111 (代表)

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、令和6年3月27日に閉鎖されるまで池田子ども家庭センターの敷地として使用されていました。
- 3 開発行為・建築行為等の際は、池田市と協議してください。
(お問い合わせ先：池田市都市整備部審査指導課 072-754-6339)
- 4 筆界確認書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 5 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 6 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

2. 建物の概要				
建物の内容 ・ 本件は未登記物件です	所在	池田市満寿美町716番4 (池田市満寿美町9番街区)	所有者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)	床面積	1階 275.36m ²
	種類	(未登記物件につき無)		2階 264.51m ²
	構造等	鉄筋コンクリート造3階建		3階 264.51m ²
	建築時期	昭和44年		合計 804.38m ²
	附属建物	なし		(注意: ここに記載の床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要となる諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)
	棟数等	1棟	駐車場	有
	工作物	囲障、変電設備、貯水槽 等	閉鎖時期	令和6年3月27日

【特記事項】

- 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 本件建物については、耐震改修工事（平成22年度）を実施しており、最小I_s値が0.6以上となっています。その内容については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先: 大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。
- 建物建築時の設計図面等は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。なお、図面は参考であり現状が異なる場合は、現状を優先します。
(お問い合わせ先: 大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 本件建物の基礎杭について、基礎杭の埋設を図面上確認しており、これらの図面は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、図面は参考であり現状が異なる場合は、現状を優先します。
(お問い合わせ先: 大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、廃棄物処理法等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで適切に処理してください。
- 本件建物の設計図面等には石綿（アスベスト）含有建材の記載があります。
建物の解体等を行う場合には、石綿含有建材について、あらかじめ十分調査をした上で工事を行ってください。石綿含有建材の使用が認められる場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは13ページの「8 その他の注意事項（9）」をご覧ください。
なお、本件建物（機械室）について、平成19年にアスベスト対策工事が行われています。工事図面については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先: 大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。なお、エアコンを処分する際には家電リサイクル法に基づいて適切に処理してください。

また、消火器を処分する際には、「廃消火器リサイクルシステム」を参考にして適切に処理してください。

- 9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要となる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行ってください。
- 10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

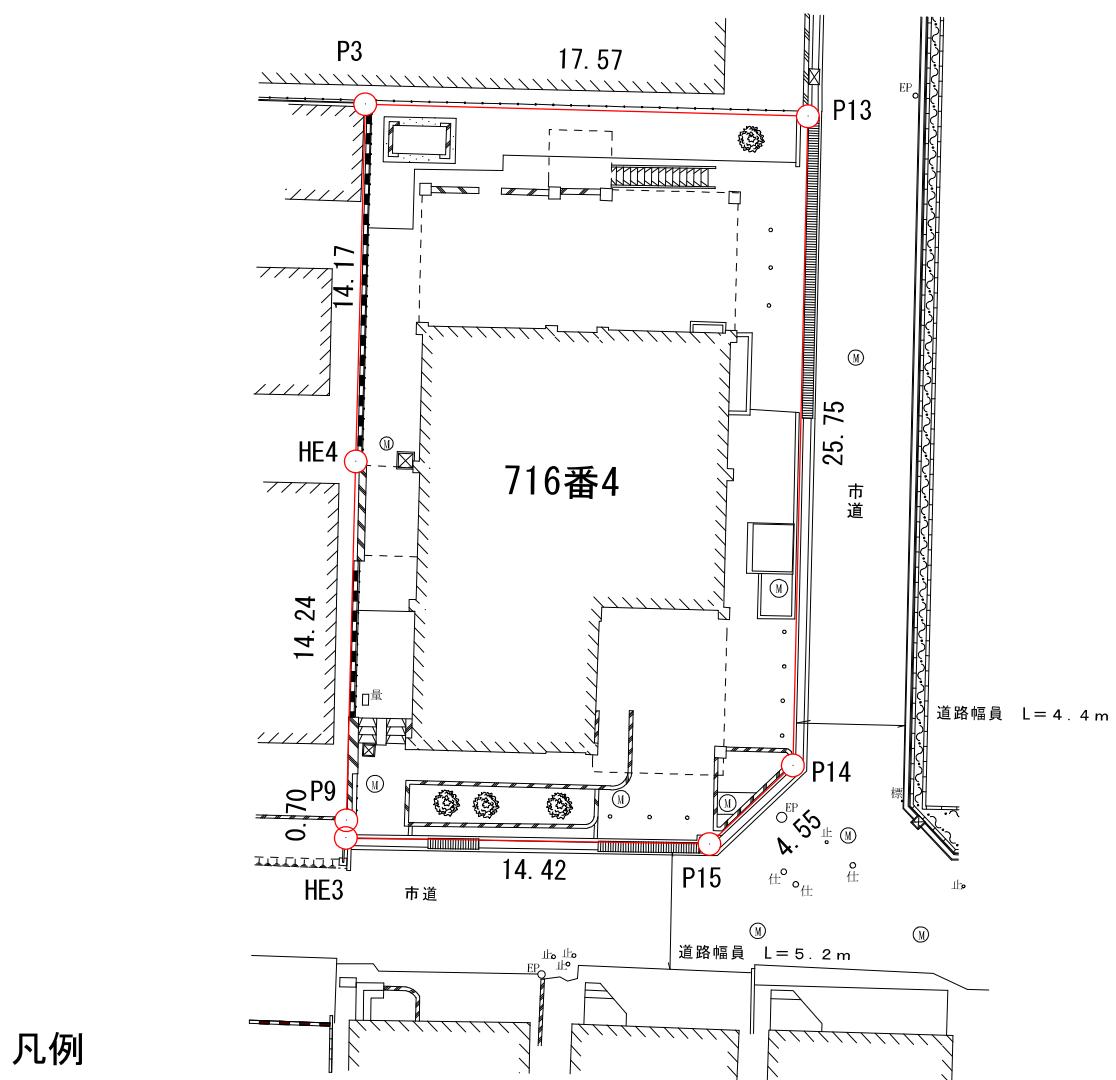
(1) 位 置 図

広域図



詳細図





凡例



会所樹



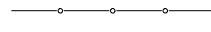
マンホール



仕切弁

ブロック塀

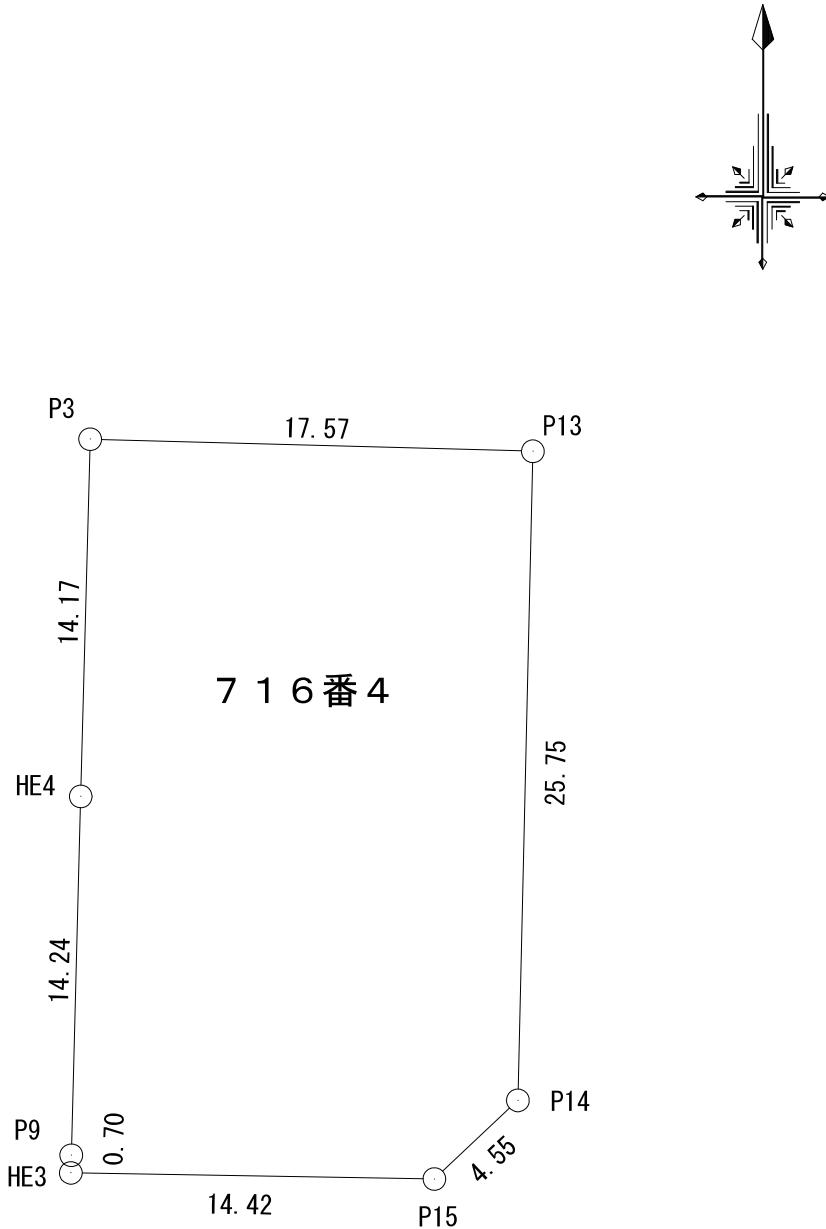
フェンス



物件番号

3

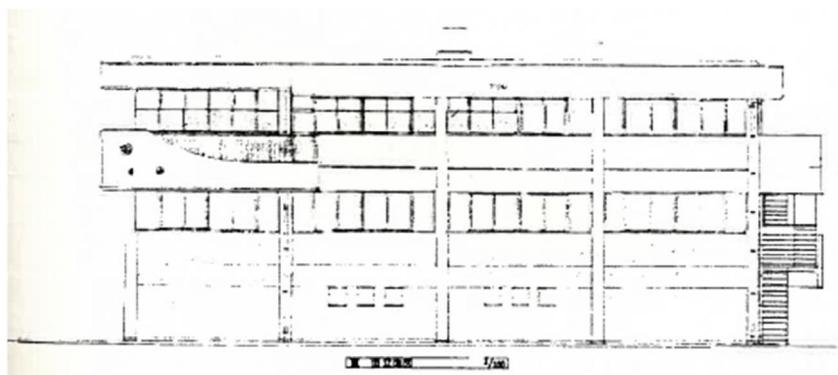
(3) 丈 量 図



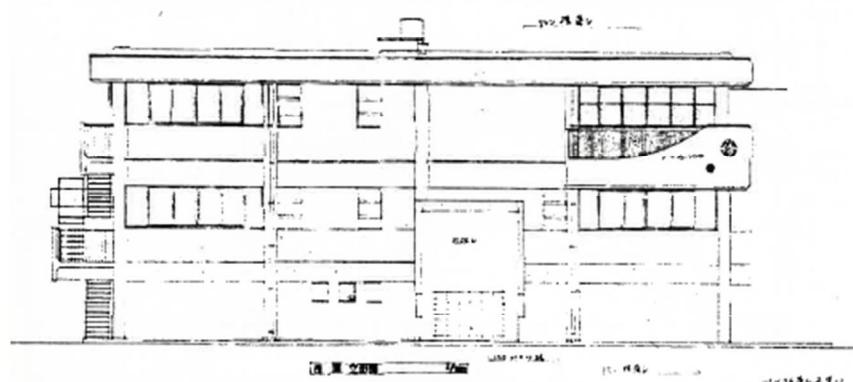
求積表

地番	716番4			
No	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
P13	-130982.324	-52480.254	-16.971	2222901.020604
P3	-130981.844	-52497.820	-17.939	2349683.299516
HE4	-130996.017	-52498.193	-0.747	97854.024699
P9	-131010.254	-52498.567	-0.392	51356.019568
HE3	-131010.954	-52498.585	14.407	-1887474.814278
P15	-131011.197	-52484.160	17.736	-2323614.589992
P14	-131008.074	-52480.849	3.906	-511717.537044
合計				-1012.576927
合計面積				506.2884635
地積				506.28 m ²

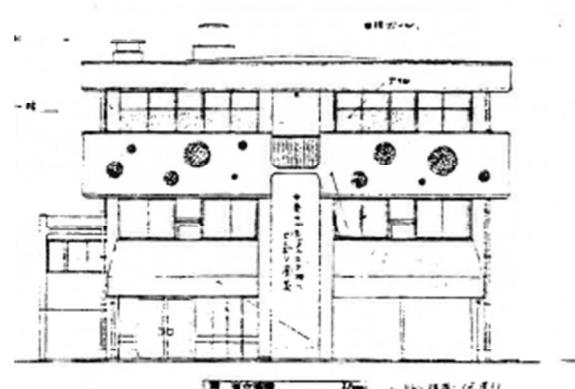
(4) 立面図



東側



西側

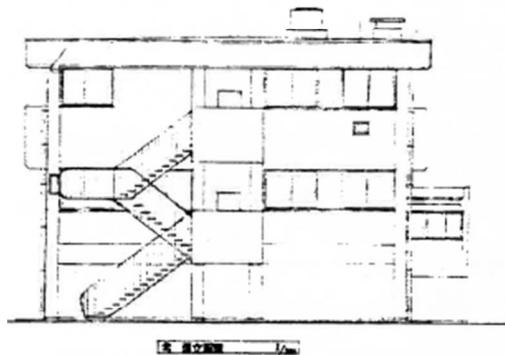


南側

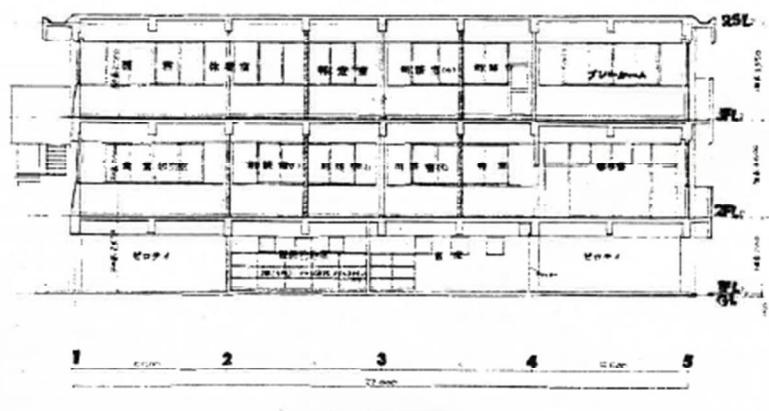
図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号

(4) 立面図



北側



断面図

図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

様式第23号 その2 (手書き用)

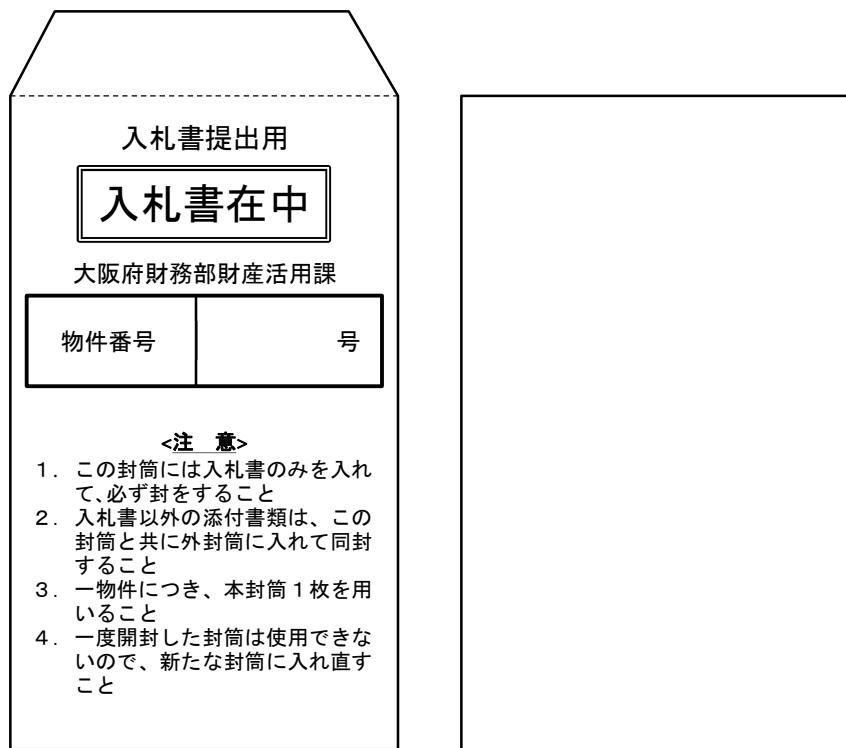
納付書・領収証書												
区分	3 6		年 度			4	5					
受入	6 4		歳入歳出外現金			7	8					
(款)	9		10(項)			11	12					
(目)	13		14(節)			15	16					
金額	20千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	31円
うち 証券金額	73											84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として 上記の金額を納付します。												
年 月 日												
取 扱 課 (所)				所属コード								
財務部 財産活用課				38	1	1	4	9	0	42		
大 阪 府												
納付書番号 45 53 納入者区分 納入者の登録番号 54 55 63 納入者 〒 住所 氏名 細 節 64 65 統 計 区 分 66 67												
上記の金額を 領収しました。												

領収控（金融機関保存用）												
区分	3 6		年 度			4	5					
受入	6 4		歳入歳出外現金			7	8					
(款)	9		10(項)			11	12					
(目)	13		14(節)			15	16					
金額	20千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	31円
うち 証券金額	73											84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として 上記の金額を納付します。												
年 月 日												
取 扱 課 (所)				所属コード								
財務部 財産活用課				38	1	1	4	9	0	42		
大 阪 府												
納付書番号 45 53 納入者区分 納入者の登録番号 54 55 63 納入者 〒 住所 氏名 細 節 64 65 統 計 区 分 66 67												
上記の金額を 領収しました。												

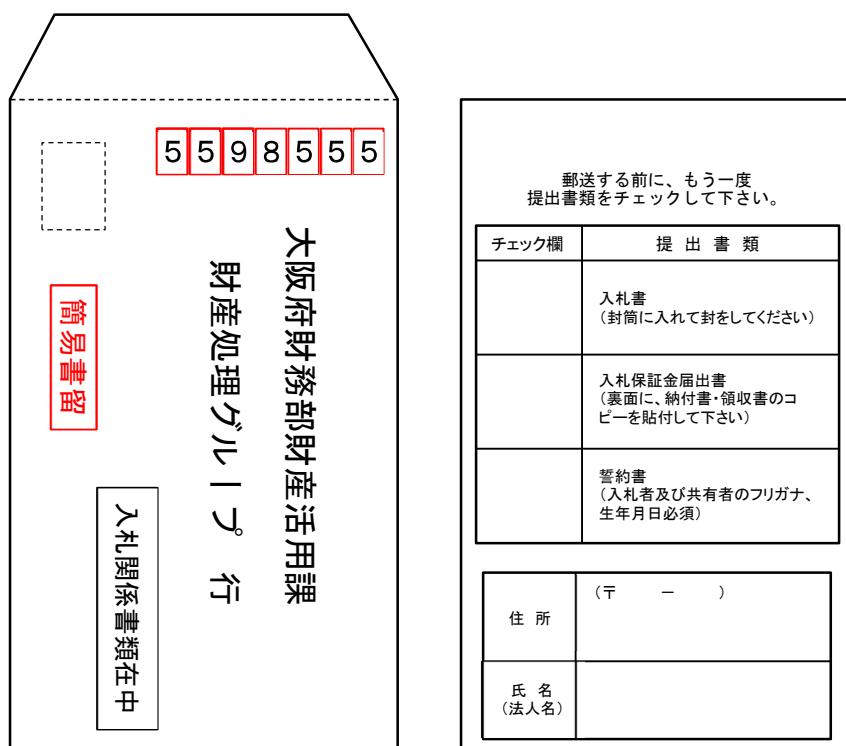
領収控 (大阪府送付用)

区分	3 6	年 度			4 5	納付書番号		45	53	
受 入	6 4	歳入歳出外現金			7 5 7 8	納入者区分		納入者の登録番号		
(款)	9	(項)			11 12	54		55	63	
(目)	13	(節)			15 16	納入者 住 所 氏 名				
金 額	20 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 31 円	細 節		64 65	統 計 区 分		66 67			
う ち 証券金額	73				84	上記の金額を 領収しました。				
年 月 日										
取 扱 課 (所)	所属コード									
財務部 財産活用課	38 1 1 4 9 0 42									
大 阪 府										

入札書提出用封筒（横9cm×縦22.5cm）



郵送用茶封筒（横11.9cm×縦23.5cm）



入札書

大阪府知事様

入札者

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人名
代表者名〕

共有者

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人名
代表者名〕

共有者

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人名
代表者名〕

物件番号	物 件 所 在 地	(住居表示は記入不要)

金額	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

一般競争入札（府有地等売払）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、
上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒又は青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する
物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者〒
住 所
(所在地)フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

電 話

共有者〒
住 所
(所在地)フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

電 話

共有者〒
住 所
(所在地)フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

電 話

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件 番号		入札保証金	¥
----------	--	-------	---

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかつたとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行 (金庫)	支店
預金の種目	普通預金 • 当座預金 • その他 ()	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓 約 書

1. 私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

- ① 私は、大阪府が実施する令和7年度第2回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- ② 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- ③ 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- ④ 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

2. 私は、令和7年度第2回一般競争入札（府有地等売払）入札案内及び同実施要綱の記載内容を承知したうえで、本入札に参加することを誓約します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

入札者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

生年月日

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

生年月日

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕

生年月日

委任状

私は、大阪府が実施する令和7年度第2回一般競争入札（府有地等売払）の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

第__号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、
じを引く権限

2 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委任者（入札者）

住 所

氏 名

印

（印鑑登録印）

（注）委任者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内のもの）を添付してください。

代理人は本人を確認できる書類を持参してください。

府有財産売買契約書（案）

売払人大阪府（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧に供した資料に記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札金額×99/100）円（円未満切上げ）円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（支払方法）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（危険の移転及び契約不適合責任等）

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、甲が知りながら告げなかつた内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被つても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額損害金
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

乙 (住所)
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	
			公簿面積	実測面積
計				

府有財産売買契約書（案）

売払人大阪府（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧に供した資料に記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札金額×1/100）円（円未満切捨て）円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（支払方法）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（危険の移転及び契約不適合責任等）

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、甲が知りながら告げなかつた内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被つても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額損害金
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

乙 (住所)
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	
			公簿面積	実測面積
計				

府有財産売買契約書（案）

売払人大阪府（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧に供した資料に記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。（うち、土地価格 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（支払方法）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（危険の移転及び契約不適合責任等）

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかつた内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被つても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならぬ。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならぬ。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額損害金
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府

代表者

乙 (住所)

(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	
			公簿面積	実測面積
計				

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

私は、大阪府が行う令和7年度第2回一般競争入札（府有地等売払）物件番号_に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出しておりません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上